

令和5年度甘楽町障害者就労施設等からの物品等の優先調達方針

令和5年4月1日制定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために策定する。

2 適用範囲

この方針は、本町のすべての部署が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の事業所等のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型、B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労継続支援、就労移行支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

ア 在宅就労障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就労支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象となる物品等

町が契約によって調達する物品や役務等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものを対象とする。

5 調達目標

前年度実績を目標とし、それを上回るよう努める。

6 調達推進方法

- (1) 予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定及び甘楽町財務規則（昭和52年甘楽町規則第4号）等に基づき、随意契約の積極的な活用を検討し、障害者就労施設等からの物品等を調達するよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報を基に福祉課から各部署に対して情報提供を行うものとする。
- (3) 各部署においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を制定したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、年度終了後に実績を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 その他

物品調達のほか、障害者就労施設等の役場庁舎内での物品の販売や町及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び町民等への周知に努める。

9 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、福祉課福祉係とする。